

- 審査事務規程の第38次改正 -

- ・ 並行輸入車・試作車・組立車にも排出ガス基準が適用されます。
- 高速道路等を運行しないバスの座席ベルトの要件が緩和されます。

自動車検査独立行政法人(略称:自動車検査法人)は、平成18年6月27日に「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」(国土交通省告示・適用関係告示)の改正が行われ、これまで排出ガス基準の適用を猶予されていた並行輸入車等の排出ガス規制の非認証車についても排出ガス基準が適用されることとなったことに伴い、審査事務規程について改正を行い、18年10月1日から施行します。なお、特種自動車(8ナンバー車)については、19年4月1日から適用します。

また、18年3月31日に「道路運送車両の保安基準」が改正され、18年8月25日には「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(国土交通省告示・細目告示)及び適用関係告示が改正され、これに伴って18年9月27日に「自動車検査業務等実施要領」の改正が行われ、高速道路等を運行しないバスについて座席ベルトの装備要件が免除されることなどに伴い、審査事務規程について改正を行い、18年10月1日から施行します。なお、これらの省令、告示及び実施要領に定められた規定のうち、今回の審査事務規程の改正に含まれていない規定については、追って審査事務規程を改正するまでの間、これらの省令、告示及び実施要領により審査を実施することとします。

主な改正の概要は、次のとおりです。

- . 用語関係
- 1.用語の定義の追加

「排出ガス非認証車」、「輸入自動車」及び「協定規則の技術的な要件」について、用語の定義を追加した。(1-329、1-330、1-338)

- . 排出ガス関係
- 1.排出ガス非認証車への排出ガス基準の適用

型式指定・装置指定等を受けていない並行輸入車・試作車・組立車(排出ガス 非認証車)について、新たに、次により排出ガス基準を適用する旨の規定を定め た。(4-50-10、4-50-17、4-50-18)

(1) 車両総重量が 3.5 t を超えるガソリン車 (乗車定員 10 人以下の乗用車を除 く。) 18 年 10 月 1 日から 19 年 8 月 31 日まで: ガソリン 13 モード法による 13 年規制

19年9月1日から: JE05モード法による17年規制

(2) 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のディーゼル車 (乗車定員 10 人以下の 乗用車を除く。)

18 年 10 月 1 日から 19 年 8 月 31 日まで : ディーゼル 13 モード法による 15 年規制

19年9月1日から: 10・15モード法及び11モード法による17年規制

(3) 車両総重量が 3.5 t を超え 12 t 以下のディーゼル車 (乗車定員 10 人以下の 乗用車を除く。)

18 年 10 月 1 日から 19 年 8 月 31 日まで: ディーゼル 13 モード法による 15 年規制

19年9月1日から: JE05モード法による17年規制

(4) 車両総重量 12 t を超えるディーゼル車

18 年 10 月 1 日から 19 年 8 月 31 日まで: ディーゼル 13 モード法による 16 年規制

19年9月1日から: JE05モード法による17年規制

- 2 . 排出ガス基準の適用を猶予する排出ガス非認証車の規定
 - (1) 車両総重量 3.5t を超えるディーゼル車の排出ガス非認証車については、引き続き、黒煙 4 モードの基準の適用を猶予する旨の規定を定めた。(4 50 1 2(2))
 - (2) 排出ガス非認証車であって、以下に掲げるものについては、引き続き、無 負荷急加速黒煙規制以外の排出ガス基準の適用を猶予する旨の規定を定めた。 (4-50-1-2(2)、4-51-1-2(4))

長さ、巾、高さ、車両総重量、軸重又は輪荷重について、基準の適用を緩和された自動車〔トラクタ及びバスであって、正規輸入車(外国自動車メーカーと総代理店契約を結んでいる輸入業者及び外国自動車メーカーが輸入した自動車)又は国産の試作車であるものを除く。〕

全軸駆動の空港用化学消防車

駆動軸数が3軸以上の自動車(正規輸入車又は国産の試作車であるものを除く。)

- (3) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、引き続き、無負荷急加速 黒煙規制以外の排出ガス基準の適用を猶予する旨の規定を定めた。(4-50-1 -2(3),4-51-1-2(4))
- 3.排出ガス基準に係る従前規定の適用表の改正

排出ガス基準に係る従前規定の適用表に「排出ガス非認証車」を追加した。(4 - 50 - 5~9、4 - 50 - 11、4 - 50 - 13~16、4 - 50 - 20~26)

. その他

1. 高速道路等を運行しないバスの座席ベルト要件の緩和

高速道路等を運行しないバスについて、その製作年によらず、運転者席及びこれと並列の座席を除いて、座席ベルトの義務付けが廃止されたことに伴い、自動車検査証の備考欄に「高速道路等を運行しない」旨を記載することについて規定した。(3-3-15、3-4-9、4-36-1(5)、5-36-1(5))

2.座席ベルト等の装備要件等に関する改正

乗用車等の後席中央に三点式座席ベルトの装備を義務付ける規定を定めるとともに、国連協定規則の採用に伴う座席ベルトと座席ベルト取付装置の技術的要件に係る規定を改正し、平成24年7月1日以降から製作される自動車に適用する旨を定めた。(4-36、5-36)

3.並行輸入二輪車の基準適合性についての改正

制動装置の技術基準に適合している並行輸入二輪車の一覧表について、適合型式の追加及び指定番号の訂正を行った。(別添2別表第2)

4. その他

審査事務規程の誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ(<u>http://www.navi.go.jp/</u>) 「審査事務規程」 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル 自動車検査法人本部 業務部業務課 原 口・佐々木

電話 03-5363-3441 (代表) 03-5363-3519 (直通)

FAX 0 3 - 5 3 6 3 - 3 3 4 7

E-mail <u>gyoumuka@navi.go.jp</u>

新

ΙĦ

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

~ 28 (略)

- 29 「排出ガス非認証車」とは、普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車であって、型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外のものをいう。
- 30 「輸入自動車」とは、本邦に輸入された自動車をいう。
- 31 「並行輸入自動車」とは、輸入自動車のうち、指定自動車等以外のものをいう。
- <u>32</u> 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、<u>33</u>のいずれかに該当する もの以外のものをいう。

33 (略)

34 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる 直線とする。

ア~イ (略)

- ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車 (<u>33</u>イに規定する側車付二輪自動車を除く。) にあっては、前後車輪 (側車付二輪自動車の側車輪を除く。)のタイヤ接地部中心 点を通る直線
- エ <u>33</u>イに規定する側車付二輪自動車にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線

才 (略)

35~37 (略)

- 38 「協定規則の技術的な要件」とは、国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課長 及び審査課長の通知「細目告示等における技術的要件として引用した協定規則につい て」(平成18年9月29日国自技第148号の2・国自審第949号の2)別添をいう。
- <u>39</u> 「四輪以上の自動車」とは、4個以上の車輪を備える自動車であって、<u>33</u>アに該当するもの以外のものをいう。

40~47 (略)

3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の 記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事 項についても必要に応じて記載する。

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

~ 28 (略)

- 29 「並行輸入自動車」とは、<u>本邦に輸入された自動車のうち、</u>指定自動車等以外のものをいう。
- <u>30</u> 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、<u>27</u>のいずれかに該当する もの以外のものをいう。

31 (略)

<u>32</u> 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる 直線とする。

ア~イ (略)

- ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車(<u>27</u>イに規定する側車付二輪自動車を除く。) にあっては、前後車輪(側車付二輪自動車の側車輪を除く。)のタイヤ接地部中心 点を通る直線
- エ <u>27</u>イに規定する側車付二輪自動車にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線

オ (略)

33~35 (略)

<u>36</u> 「四輪以上の自動車」とは、4個以上の車輪を備える自動車であって、<u>27</u>アに該当するもの以外のものをいう。

37~44 (略)

3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の 記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事 項についても必要に応じて記載する。

記載を要する自動車	記載事項	記 載 例
1.~27.(略)	(略)	(略)
28. 専ら乗用の用に供す	高速道路等を運行し	高速道路等を運行しない自動車
る乗車定員 11 人以上の	<u>ない旨</u>	として保安基準に適合
<u>自動車であって、高速</u>		
道路等を運行しない自		
動車(昭和62年8月31		
日以前に製作された自		
<u>動車を除く。)</u>		

(2)~(5) (略)

3-4 9 高速道路等を運行しない旨の自動車の通知

4-36-1(5)及び5-36-1(5)の規定により、高速道路等を運行しない自動車として審査を行った場合には、新規検査、構造等変更検査及び予備検査にあっては検査票2の備考欄、継続検査にあっては検査票1の備考欄にそれぞれ「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」と記載し、審査依頼元に通知する。

4 - 17 二輪車の制動装置

4-17-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15条第 4 項関係、細目告示第 93条第 4 項関係)

~ (略)

主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4-15-2-1(3) 後段の規定を準用する。ただし、1-3<u>33</u>イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。(細目告示第93条第4項第3号関係)(略)

4-17-6-2-2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

(略)

主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4-15-2-1(3)後段の規定を準用する。ただし、1-3<u>3</u>4の側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。

(略)

記載を要する自動車	記載事項	記 載 例
1.~27.(略)	(略)	(略)

(2)~(5) (略)

4-17 二輪車の制動装置

4-17-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第4項関係、細目告示第93条第4項関係)

~ (略

主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4-15-2-1(3)後段の規定を準用する。ただし、1-3型イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。(細目告示第93条第4項第3号関係)(略)

4-17-6-2-2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

(略)

主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4-15-2-1(3)後段の規定を準用する。ただし、1-3<u>26</u>イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。

(略)

4-36 座席ベルト等

4-36-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席 (4-34-1-2(1)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。」の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)

弗 22 余の 3 弗 1 垻関係)		
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する	運転者席その他の座席であ	当該座席の乗車人員が、座
<u>自動車であって、次に掲</u>	<u>って、前向きのもの(この</u>	席の前方に移動することを
<u> げるもの</u>	表において「前向き座席」	防止し、かつ、上半身を過
ア 乗車定員 10 人未満	<u>という。)</u>	度に前傾することを防止す
の自動車		るための座席ベルト(<u>この</u>
イ 乗車定員 10 人以上		表において「第二種座席べ
<u>の自動車であって、車</u>		ルト」という。)
<u>両総重量が3.5t以下</u>	<u>上欄に掲げる座席以外の座</u>	当該座席の乗車人員が、座
<u>のもの(に掲げるも</u>	<u>席</u>	席の前方に移動することを
<u>のを除く。)</u>		防止するための座席ベルト
		(第二種座席ベルトを除
		く。 <u>この表において</u> 「第一
		種座席ベルト」という。)又
		は第二種座席ベルト
専ら乗用の用に供する	前向き座席(4 - 36 - 1(2)	第二種座席ベルト
自動車であって、乗車定	アの基準に適合するものを	
<u>員 10 人以上のもの(イ</u>	<u>除く。)</u>	
<u>及び に掲げるものを除</u>	L - 上欄に掲げる座席以外の座	 第一種座席ベルト又は第二
<u><。)</u>	工機に拘りる座市以外の座	<u>第一程座席ベルドスは第一</u> 種座席ベルト
	<u>/rb</u>	性性は、バルト

4-36 座席ベルト等

4-36-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席(4-34-1-2(1)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通	運転者席その他の自動車の	当該座席の乗車人員が、座
自動車又は小型自動車若し	側面に隣接する座席であっ	席の前方に移動することを
くは軽自動車であって、乗	て前向きのもの(以下この	防止し、かつ、上半身を過
車定員 10 人以下の自動車	表において「運転者席等」	度に前傾することを防止す
<u> </u>	という。)	るための座席ベルト(以下
		「第二種座席ベルト」とい
		う。)
	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座
	<u> </u>	席の前方に移動することを
		防止するための座席ベルト
		(第二種座席ベルトを除
		く。以下「第一種座席ベル
		ト」という。)又は第二種座
		席ベルト
普通自動車(専ら乗用の用	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二
に供する自動車であって、		種座席ベルト
乗車定員 10 人以下のもの		<u> </u>
及び高速自動車国道等に係		
る路線以外の路線を定めて		
定期に運行する旅客自動車		
運送事業用自動車を除く。)		
並びに小型自動車及び軽自		
動車(乗車定員10人以下の		
ものを除く。)		

<u> 専ら乗用の用に供する</u>	運転者席及びこれと並列の	第一種座席ベルト又は第二
自動車であって、乗車定	座席	種座席ベルト
員 10 人以上のもの(高速		
道路等において運行しな		
いものに限る。)		
貨物の運送の用に供す	前向き座席のうち、運転者	第二種座席ベルト
る自動車であって、車両	席及びこれと並列の座席並	<u> </u>
総重量が3.5t以下のも	びに自動車の側面に隣接す	
<u>MS至至13 0:10 に外下 03 0</u>	る座席(4-36-1(2)イの基	
<u> </u>	準に適合するものを除く。)	
	<u> 中に週日するののを称べ。)</u>	
	上欄に掲げる座席以外の座	第一種座席ベルト又は第二
	<u>席</u>	種座席ベルト
貨物の運送の用に供す	前向き座席のうち、運転者	第二種座席ベルト
る自動車であって、車両	席及びこれと並列の座席(4	
総重量が3.5tを超える	- 36 - 1(2)イの基準に適合	
もの	するものを除く。)	
	上欄に掲げる座席以外の座	第一種座席ベルト又は第二
	<u>席</u>	<u>種座席ベルト</u>

- (2) (1)の表中の<u>座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。</u>(細目告示第 108 条第 1 項関係)
 - ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第80号の技術的な要件[協定規則第80号改訂補足第1改訂版の技術的な要件(規則5、6.及び7.に限る。)をいう。]に定める基準に適合するものであること。
 - イ 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席であって、車両の中心位置 に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するお それのない構造を有しているものであること。
- (3)~(4)(略)
- (5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

4-36-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4-36-1 <u>に規定する</u>座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、

普通自動車(専ら乗用の用 に供する乗車定員 11 人以 上の自動車であつて、高速 自動車国道等に係る路線以	運転者席及びこれと並列の 座席	第一種座席ベルト又は第二 種座席ベルト
外の路線を定めて定期に運 行する旅客自動車運送事業 用自動車に限る。)		

(2) (1)の表中の「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部の前縁から、奥行の方向に水平距離で 20cm の位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面(ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。)までの水平距離が 20cm を超える座席以外の座席とする。(細目告示第30条第1項関係、細目告示第108条第1項関係)

(3)~(4) (略)

4-36-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4-36-1<u>の</u>座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した<u>とき</u>に、<u>細目告示</u>

協定規則第 14 号の技術的な要件(協定規則第 14 号第 6 改訂補足第 2 改訂版の技術的な 要件(規則 5 、6 . 及び 7 . に限る。)をいう。〕 に定める基準に適合するものでなければ ならない。

<u>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u>(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)

指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、 同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

(2) 4-36-1 <u>に規定する</u>座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第16号の技術的な要件(協定規則第16号第4改訂補足第16改訂版の技術的な要件(規則6、7.及び8.に限る。)をいう。」に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第3項関係、細目告示第108条第5項関係)

指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置 に備えられた座席ベルト

協定規則第 16 号の技術的な要件 [協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6 、7.及び 8.に限る。)をいう。]に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

4-36-4 適用関係の整理

(1)~(4) (略)

(5) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 36 - 9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係)

4-36-8 従前規定の適用

(略)

4-36-8-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、 同表中欄に掲げるその自動車の座席(4-34-1-2(1)アからオまでに掲げる座席(イ <u>別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」</u>に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)

- (2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、 同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1)の基準に適合する ものとする。(細目告示第 108 条第 5 項関係)
- (3) 4-36-1<u>の</u>座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、 当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行 うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査 したときに、<u>細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」</u>に定める基準に適合するもの でなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 3 項関係、 細目告示第 108 条<u>第 6 項</u>関係)

(4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第 108 条第 6 項関係)

4-36-4 適用関係の整理

(1)~(4) (略)

4-36-8 従前規定の適用

(略)

4-36-8-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、 同表中欄に掲げるその自動車の座席(4-34-1-2(1)アからオまでに掲げる座席(イ に掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。) 及び幼児専用車の幼児用座席を除く。]の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる 座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別					
	専ら乗用の用に供する普通	運転者席及びこれと並列の	三点式座席ベルト等少なく					
	自動車又は小型自動車若し	座席のうち自動車の側面に	とも当該座席の乗車人員					
	くは軽自動車であって、乗	隣接するもの	が、座席の前方に移動する					
	車定員 10 人以下の自動車		ことを防止し、かつ、上半					
			身を過度に前傾することを					
			防止するための座席ベルト					
			(<u>この表において</u> 「第二種					
			座席ベルト」という。)					
		運転者席及びこれと並列の	二点式座席ベルト等少なく					
		座席以外の座席	とも乗車人員の腰部の移動					
			を拘束し、乗車人員が座席					
			の前方に移動することを防					
			止するための座席ベルト					
			(第二種座席ベルトを除					
			く。 <u>この表において</u> 「第一					
			種座席ベルト」という。) 又					
			は第二種座席ベルト					
	普通自動車(専ら乗用の用	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二					
	に供する自動車であって、		種座席ベルト					
	乗車定員 10 人以下のもの及							
	び <u>高速道路等</u> に係る路線以							
	外の路線を定めて定期に運							
	行する旅客自動車運送事業							
	用自動車を除く。) 並びに小							
	型自動車及び軽自動車(乗							
	車定員 10 人以下のものを除							
	<.)							
	普通自動車(専ら乗用の用	運転者席及びこれと並列の	第一種座席ベルト又は第二					
	に供する乗車定員 11 人以上	座席	種座席ベルト					
	の自動車であって、 <u>高速道</u>							
	<u>路等</u> に係る路線以外の路線							
	ー を定めて定期に運行する旅							
	客自動車運送事業用自動車							
	に限る。)							
-	(2)~(4) (略)							
_								

に掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。) 及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる 座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

上市 リアースし 日欧上市	いかいの取り衣具を備んなけれ						
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別					
専ら乗用の用に供する普通	運転者席及びこれと並列の	三点式座席ベルト等少なく					
自動車又は小型自動車若し	座席のうち自動車の側面に	とも当該座席の乗車人員					
くは軽自動車であって、乗	隣接するもの	が、座席の前方に移動する					
車定員 10 人以下の自動車		□ことを防止し、かつ、上半					
		身を過度に前傾することを					
		防止するための座席ベルト					
		(<u>以下</u> 「第二種座席ベルト」					
		という。)					
	運転者席及びこれと並列の	二点式座席ベルト等少なく					
	座席以外の座席	とも乗車人員の腰部の移動					
		を拘束し、乗車人員が座席					
		の前方に移動することを防					
		止するための座席ベルト					
		(第二種座席ベルトを除					
		く。 <u>以下</u> 「第一種座席ベル					
		ト」という。) 又は第二種座					
		席ベルト					
普通自動車(専ら乗用の用	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二					
に供する自動車であって、		種座席ベルト					
乗車定員 10 人以下のもの及							
び <u>高速自動車国道等</u> に係る							
路線以外の路線を定めて定							
期に運行する旅客自動車運							
送事業用自動車を除く。) 並							
びに小型自動車及び軽自動							
車(乗車定員10人以下のも							
のを除く。)							
普通自動車(専ら乗用の用	運転者席及びこれと並列の	第一種座席ベルト又は第二					
に供する乗車定員 11 人以上	座席	種座席ベルト					
の自動車であって、 <u>高速自</u>							
動車国道等に係る路線以外							
の路線を定めて定期に運行							
する旅客自動車運送事業用							
自動車に限る。)							
(2)~(4) (略)							

4-36-9 従前規定の適用

<u>平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係)</u>

4-36-9-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同 表中欄に掲げるその自動車の座席(4-34-1-2(1)アからオまでに掲げる座席(イに 掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び 幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、 又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表右欄に掲げる座席ベルト 及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

及び自該座席ヘルトの取削	<u> 装直を備えなければならない</u>	<u>。</u>
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通	運転者席その他の自動車	当該座席の乗車人員が、座席
自動車又は小型自動車若し	の側面に隣接する座席で	<u>の前方に移動することを防</u>
くは軽自動車であって、乗	あって前向きのもの(この	止し、かつ、上半身を過度に
車定員 10 人以下の自動車	表において「運転者席等」	前傾することを防止するた
	<u>という。)</u>	めの座席ベルト(この表にお
		<u>いて「第二種座席ベルト」と</u>
		<u>いう。)</u>
	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席
		<u>の前方に移動することを防</u>
		止するための座席ベルト(第
		<u>二種座席ベルトを除く。この</u>
		表において「第一種座席ベル
		ト」という。) 又は第二種 <u>座</u>
		<u>席ベルト</u>
普通自動車(専ら乗用の用	<u>すべての座席</u>	第一種座席ベルト又は第二
に供する自動車であって、		種座席ベルト
乗車定員 10 人以下のもの		
及び高速道路等に係る路線		
以外の路線を定めて定期に		
運行する旅客自動車運送事		
業用自動車を除く。)並びに		
<u>小型自動車及び軽自動車</u>		
(乗車定員 10 人以下の		
<u>ものを除く。)</u>		

普通自動車(専ら乗用の用に 供する乗車定員 11 人以上の自 動車であって、高速道路等に 係る路線以外の路線を定めて 定期に運行する旅客自動車運 送事業用自動車に限る。)

| 運転者席及びこれと並列 | 第一種座席ベルト又は第 の座席

二種座席ベルト

- (2) (1)の表中の「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部の前縁から、奥行 の方向に水平距離で 20cm の位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面 (ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。)までの水平 距離が 20cm を超える座席以外の座席とする。
- (3) (1)の表中の「第二種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の 腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものを いう。
- (4) (1)の表中の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の 腰部の移動を拘束することのできるものをいう。

4-36-9-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 4 36 9 1 (1)の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十 分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならな いものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、 細目告示の改正告示(平成 18 年国土交通省告示第 978 号)による改正前の細目告示別 添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければなら ない。
- (2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、 同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1)の基準に適合する ものとする。
- (3) 4-36-9-1 (1)の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合 において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に 操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法 により審査したときに、細目告示の改正告示(平成 18 年国土交通省告示第 978 号)に よる改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するもの でなければならない。
- (4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自 動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであっ て、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のな いものは、(3)の基準に適合するものとする。
- 4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能
- 4-50-1-2 書面等による審査

(1) (略)

- 4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能
- 4-50-1-2 書面等による審査

(1) (略)

[排出ガス非認証車の適用猶予]

(2) 普通自動車<u>及び小型自動車の排出ガス非認証車であって、 及び に掲げるものに ついては、</u>設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、<u>それ</u> ぞれ 及び に掲げる(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 84 項関係)

平成 18 年 10 月 1 日以降に製作された普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)であって、車両総重量 3.5 t (軽油を燃料とする自動車であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたものにあっては、2.5 t)を超えるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、(1)、、及びの規定

- ア 保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条又は第4条の2の規定を適用しないものとされた普通自動車及び小型自動車(牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの(外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。)を除く。〕
- イ 空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港の管理者が 使用する消防自動車(すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備 えたものに限る。)
- ウ ア又はイに掲げる普通自動車及び小型自動車以外のものであって、3軸以上の 車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの (本邦において自動車を製作 することを業とする者が製作した自動車又は自動車を輸入することを業とする者 が輸入した自動車であって外国において本邦に輸出される自動車を製作すること を業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて 輸入したもの(外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする 者が自ら輸入した自動車を含む。)を除く。)

平成18年10月1日以降に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)であって、車両総重量 3.5tを超えるもの(に規定する自動車を除く。)については、(1)の規定

(3) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) 、 及び の規定は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 84 項関係)

[並行輸入車・試作車等]

- (2) 4-50-1-2(1) に規定する自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたものについては、4-50-1-2(1)の規定は適用しない。
- (3) 普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)のうち次に掲げる自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第28条第84項関係)

普通自動車及び小型自動車であって、次に掲げるもの以外のもの

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの

イ 車両総重量 3.5 t (平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする自動車及び平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された軽油を燃料とす る自動車にあっては、2.5 t) 以下のもの

大型特殊自動車

4-50-5 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17年 10月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 10 人以下である乗用自動車(2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

区分					4 -50 - 1 -	2(1)	刀関系		- ,		4 -5	0 - 1 -	· 1 関系	1	
		適用時期				モード集幅					アイ 制値	適用			
規制年	調調記号	新型生産事	継続生産車・排出力ス非認正車 (輸入自動車を除く。)		測 定 モード (単位)	СО	НС	N0x	備考	適用期 経示 根拠		HC ppm	僻	関係出機	
					(略)										
10	Œ	平10.10.1	亚11 0 1	平12.4.1	10·15(g/km)	2.70	0.39	0.48		57項	1.0	300			
10	Ж	1 10.10.1	1 11.0.1	12.7.1	11 (g/test)	85.0	9.50	6.00		01 25	2.0	500	軽自動車	_	
	GH HN TA		0.1 平14.9.1 平 ⁻			10·15(g/km)	1.27	0.17	0.17						
12	XA LA YA UA ZA	平12.10.1		平14.9.1	11 (g/test)	31.1	4.42	2.50		74項	配	配	配	1	
17	AAA ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10·15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12 (g/km)		0.08	0.08	比に ついて はMHC とする。		配	配	配	_	

注1~5 (略)

6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-6 従前規定の適用

4-50-5 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 10 人以下である乗用自動車(2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

					4 -50 - 1 -		ア関係				4-50-1-1 関係			
		ij	適用 時	期			ŧ−ŀ	爀値	Į.		アイ 制値		ング規	풸
規制年	調記号	新型生産車	継続生産車	輸入車	測 定 モード (単位)	со	НС	N0x		機機		HC ppm	備考	関新機
					(略)									
10	GF	平10.10.1	亚11 0 1	平12.4.1	10·15(g/km)	2.70	0.39	0.48		57項	1.0			
10	Ж	10.10.1	7 11.5.1	12.7.1	11 (g/test)	85.0	9.50	6.00		01 25	2.0	500	軽自動車	
12	GH HN TA XA LA YA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10·15(g/km)		0.17	0.17		74項	配	配	配	
	UA ZA AAA				11 (9/1031)	01.1	7.72	2.50						
17	ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88+11 モード× 0.12/4.083 (g/km)	1.92	0.08	0.08	形に ついて はMHC とする。		同上	瓧	配	

注1~5 (略)

4-50-6 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

	区分			4 -50 - 1	4-50-1-2(1) ア関系					4 -50	係			
+8年1年	識別	il.	適用 時	期	測定		ŧ-	片規制	直	適用類				適用 関系
規制年	誤		継続生産事	輸入重庫	モード (単位)	СО	НС	NOx	備考	機機	ω %	HC ppm	檞	椒
					(略)									
10	GF HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10·15 (g/km)	2.70	0.39	0.48		57項	配	配		
	п				11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
	X H P				10·15 (g/km)	1.27	0.17	0.17						
12	LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	14.9.1 平14.9.1		31.1	4.42	2.50		74項	配	配		_
17	AAA ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12 (g/km)		0.08	0.08	HCについ てはMHC とする。		配	配上		_

注1~2 (略)

4-50-7 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

		X	分		4 -50 - 1	- 2(1)	ア関	系			4 -50	- 1 - 1	潤	係
規制年	識記	ìi	適用時	期	測 定 モード		ŧ-	恍制	值	適用 関係		ドリン 制値	′グ規	適用 関係
况中	号	新型生産車	継続生産車	輸入車	(単位)	СО	НС	NOx	備考	椒椒		HC ppm	檞	椒椒
					(略)									
10	GF HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10·15 (g/km)	2.70	0.39	0.48		57項	計	配		
	п				11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
	GH HN TA XA				10·15 (g/km)	1.27	0.17	0.17						
12	LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	11 (g/test)	31.1	4.42	2.50		74項	配	配		
17	AAA ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード× 0.12/4.083 (g/km)		0.08	0.08	HC につい てはMHC とする。		配	配		

注1~2 (略)

4-50-7 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制

年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		平(木)	F. C. 只 / J.	10 八以	トてのもみ		割 牛	건께	\ • /					
		X	分		4 -50 - 1 -	2(1)	1関系				4 - 5	0 - 1	- 1	関係
		ī	適用 時 !	期			₹−	片塊脈	直		アイ 制値	ドリン	グ規	適用
規制年	調記		継続達車・排出ガス非認正車 (輸入主動車を除く。)		測 定 モード (単立)	СО	НС	NOx	備考	適用類 係告示 根拠		НС ррт	儒	関係出版
					(略)									
10	GG	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10·15(g/km)	2.70	0.39	0.48		57項	1.0	300		
10	83	+ 10. 10. 1	+ 11.9.1	+ 12.4.1	11 (g/test)	85.0	9.50	6.00		JI块	1.0	300		_
	HP TB				10•15(g/km)	1.27	0.17	0.17						
12	XB LB YB UB ZB	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	11 (g/test)	31.1	4.42	2.50		74項	配	配		_
17	AE AE BE CAE DE DE DE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モ ー ド × 0.12(g/km)	1.92	0.08	0.08	HCについ てはMHC とする。		配	山		_
÷ + -	1 ~ /	1 (限)												

注1~4 (略)

<u>5</u> 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-8 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超え 2.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング

年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		X	分		4 -50 - 1 -	2(1)	1関系		, ,		4 - 5	0 - 1	- 1	関係
		通	通用 時 !	期			₹−	機制	直		アイ 制値	ドリン		適 用 関 係
規制年	誤記号	新型生産事	継続生産車	輸入車	測 定 モード (単位)	СО	НС	NOx		適用類 係告示 根拠		HC ppm	檞	告 示根拠
					(略)									
10	GG	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10·15(g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	9.50	0.48 6.00		57項	1.0	300		
12	GJ HP TB XB LB YB UB ZB	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10·15(g/km) 11 (g/test)	1.27	0.17	0.17 2.50		74項	配	配		
17	AAE ABE BAE BBE CAE OBE DAE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88+11 モード× 0.12/4.083 (g/km)	1.92	0.08	0.08	ドについ てはMHC とする。		配	配		

注1~4 (略)

4-50-8 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超え 2.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング

規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあっては同表のモード規制 値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7 t を超えて2.5 t 以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

			O H 20-	- (> N - + AL	.只刀 10 /	(-)/ 1	(0)	3 /\	/ 13 III ##	T C 12		,		
		X	分		4 -50 - 1 -	2(1)	ウ関係	•			4 - 50	0 - 1	- 1	関係
		ji	適用 時	期			ŧ-	片規制	直		アイ 制値	ドリン		
規制年	調記		継続達車・排出力 ス計器選 (輸入自動車を除く。)	輸入	測 定 モード (単句)	СО	НС	NOx	備考	機物	& %	HC ppm		運用票 (名示 根拠
					(略)									
10	œ	平10.10.1	√711 O 1	平12.4.1	10·15(g/km)	8.42	0.39	0.63		59項	1.0	300		
10	3	+ 10. 10. 1	+ 11.3.1	→ 12.4.1	11 (g/test)	104.0	9.50	6.60		30項	1.0	300		
	GK NQ TC				10·15(g/km)	3.36	0.17	0.25						
13	83838	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	11 (g/test)	38.5	4.42	2.78		74項	配	配		_
17	AAF ABF BAF CAF CBF DBF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88 + 11 モード× 0.12(g/km)	4.08	0.08	0.10	比につい てはMHC とする		配	配上		
÷÷ .	1 ~ /	/ (略)	•								•			

注1~4 (略)

<u>5</u> 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-9 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング

規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超えて 2.5 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		X	分		4 -50 - 1 -	2(1)	関係	•			4 - 50) - 1	- 1	関係
		ji	適用時	期	701 -		ŧ−	片期间	直		アイ 制値	ドリン	′グ規	適用
規制年	調記号	新型生産車	継続生産車	輸入車	測 定 モード (単立)	СО	НС	NOx	備考	通照 (結示 根拠	ω %	HC ppm	齶	斯士人
					(略)									
10	œ	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10·15(g/km) 11 (g/test)		0.39 9.50	0.63		59項	1.0	300		
	GK NQ TC				10•15(g/ km)	3.36	0.17	0.25						
13	XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	11 (g/test)	38.5	4.42	2.78		74項	配	瓧		
17	AAF ABF BAF BBF CAF OBF DAF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88 +11 モード× 0.12/4.083 (g/km)	4.08	0.08	0.10	HC につし てはMHC とする。		配	配		

注1~4 (略)

4-50-9 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング

規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあっては同表のモード規制 値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5 t を超えて3.5 t 以下である普通自動車又は小型自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

				奶 十八16	小空日勤月				7/9/1	C 05 6	11			
		X	分		4 -50 - 1 -	2(1)	ワ対系	ł				50 - 1		関係
		ij	適用 時	期		モード	規値				アイ 制値	ドリン	グ規	適用
糖年	調記		継続推定車・排出ガスは認正車(輸入主動)車を除く。)		測 定 モード (単位)	СО	НС	NOx	備考	適用類 係告示 根拠	m	HC ppm	檞	関係出機
					(略)									
10	Œ	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	配	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300		_
13	GK HQ TC XC LC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10·15 (g/km)	3.36	0.17	0.25		74項	配	配		_
	YC UC ZC				11 (g/test)	38.5	4.42	2.78						
17	AAF ABF BAF BBF CAF CAF DAF DBF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10·15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12(g/km)		0.08	0.10	HC につし てはMHC とする。		配	配		_

注1~3 (略)

4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-10 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び 小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除 く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5 t を超えて3.5 t 以下である普通自動車又は小型自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

		X	分		4 -50 - 1 -	2(1)	ウ関系	•			4 - 50	0 - 1 -	1 関	縣
		i	適用 時	期	NO		ŧ-	片糖机	直	\-	制值	ドリン	′グ規	阃用
爀 年	設		継続生産車	輸入車	測 定 モード (単立)	СО	НС	NOx	備考	適用類 (発示 根拠)		HC ppm	檞	関係 告示 根拠
					(略)									
10	Œ	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	配	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300		
13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10·15 (g/km)	3.36	0.17	0.25 2.78		74項	配	配		
17	AAF ABF BAF BBF CAF CBF DAF DBF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)		0.08	0.10	比につい てはMHC とする。		配	配		

注1~3 (略)

4-50-10 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び 小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除 く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ì	適用 表	-	ノリン又 定員が 10							量重	が 3.	5 t を	超える	自動車	ī j	適用え			は液化石油 人以下で						量が(3.5 t	を超	えるぼ	自動車
		,	区分			4 - 50	- 1 - :	2(1)	関系				50 - 1 - 1				X	分		4 -50 -	1 - 2(1) 関	系	,			-50 - 1		
+8			適用			測定		€-	l URBAN	直	適用関	アイ h 制値	・リング	適用			Ĭ	適用 時	期	測定		₹−	片塊櫃	1	齫		ドリン	グ規	適用
規制年	調記号	新型生産車	継続生産事	輸入量炉 (排出ガス 非蕊正車を 除く。)	- 排出ガス	モード		НС	NOx	備考	(若示	ω %		開源 告诉 考 根数	一	設計	新型生産事	継続生産事	輸入車	だ モード (単位)	со	НС	NOx	備考	関系 告示 根拠	ω %	HC ppm	儲	関系 告示 根拠
な		昭 53.12.31 以前	昭 54.11.30以前	昭56.3.31以前		なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200 3300 特	— 53 []] 殊	な	なし	昭 53.12.31			なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200		53 項
U					平18.9.30 以前	配	配	配	配		<u>1項</u> 表 10号	<u>【注4】</u>	<u>【注</u> 4】				以前	峭	以前	-							3300		
						(略) 13	136.0	7 90	7 20	ガソルン										(略) 13	136.0	7.90	7 20	ガソル					
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1		(g/kWh)	105.0	6.80	7.20	L₽G	42項	配	配上	同山	- 4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	(g/k\/h)				LPG	- 42項	配	配		配
7	Œ	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1			105.0	6.80	5.90	ガソル LPG	52項		配	剛	7	Œ	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1	配		7.90 6.80		ガソル LPG	- 52項	配	配		配
10	GL GL	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		配	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300		10	Œ	平 10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	配	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300		
13	# P & 9 & 9 A	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1		配	26.0	0.99	2.03		75項	配	配	_	13	GL #R #D XD D YD	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	配	26.0	0.99	2.03		75項	配	配		
	<u>なし</u>				<u>平18.10.1</u>	瓧	瓧	瓧	配	<u>【注</u> 5】	75項 84項 表 1号	<u>【注4】</u>	<u>【注</u> 4】	_		UD ZD													
17	ASG ASG BAG BBG CAG CAG CBG DBG	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1		JE05 (g/k/lh)	21.3	0.31	0.90	比に ついて は M 比とす る	_	配	配	_	17	AAG ABG BAG BBG CAG CBG DAG DBG	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	JE05 (g/k/lh)	21.3	0.31		形につ いては MHCとす る		配	同上		
	<u>なし</u>				<u>平19.9.1</u>	配	配	配	配	<u>【注</u> 5】	<u>84項</u> 表 1号	<u>【注4】</u>	<u>【注</u> 4】	_															
注 ′	1 ~ 3	3 (略))												注	1 ~ 3	3 (略)												

- 4 排出ガス非認証車のアイドリング規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。
- <u>5 モード規制値欄中備考欄の【注5】については、4-50-1-2(2) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。</u>

4-50-11 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。適用表ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

		X	分		4 -50 - 1	- 2(1)	工類	係			係	50 - 1		
+8±1/-	識	ì	適用時期	阴	測定		₹−	片規制	直	適用緊	制值	ドリン	/グ規	週刊到
拂奸	誤		继続生産事	輸入重庫	モード (単位)	СО	НС	NOx	備考	根拠	& %	HC ppm	備考	機場
					(略)									
					10·15(g/km)	8.42	0.39	0.48			2.0	500		
10	മ	平10.10.1	亚11 0 1	平12.4.1	11 (g/test)	104	9.50	6.00		61項	_	300		
10	w.	T 10. 10. 1	T11.3.1	T 12.4.1	10•15(g/km)	17.0	15.0	0.50	2がか	UI块		7800	2 #イクリ	-
					11 (g/test)	130	70.0	4.00	271/10		4.5	7000	2 71711	
	GM				10·15(g/km)	5.11	0.25	0.25						
	HS				11 (g/test)	58.9	6.40	3.63						
	TE				10·15(g/km)	17.0	15.0	0.50						
14	XE LE YE LE ZE	平14.10.1	平15.9.1	平15.9.1	11 (g/test)	130	70.0	4.00	24/711	74項	酟	配		-
17	AAD ABD BAD CAD CAD CBD DAD DBD	平17.10.1		<u> -</u> <u> </u>	10・15 モード ×0.88+11 モード× 0.12(g/km)	6.67	0.08	0.08	HC につい てはMHC とする。		瓧	配		_

4-50-11 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

		X	分		4-50-1							50 -		
+ D#-#-	識別	道	8 用 時	期	測定		₹−	片規制	直	適理	アイ 制値	ドリン	/グ規	適用對
爀年	誤	新型生産車	継続生産車	輸車	モード (単位)	со	НС	NOx		根拠	m	HC ppm	檞	根拠
					(略)									
					10•15(g/km)	8.42	0.39	0.48			2.0	500		
10	GD	平10.10.1	亚11 0 1	平12.4.1	11 (g/test)	104	9.50	6.00		61項	-			
10	w	10.10.1	7 11.5.1	12.4.1	10•15(g/km)	17.0	15.0	0.50	2ザ/か	01 25	4.5	7800	2 / / / .	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00	27171		7.0	7000	Z 7171V	
	GM				10·15(g/km)	5.11	0.25	0.25						
	HS				11 (g/test)	58.9	6.40	3.63						
	ΤΕ				10•15(g/km)	17.0	15.0	0.50						
14	XE LE YE UE ZE	平14.10.1	平15.9.1	平15.9.1	11 (g/test)	130	70.0	4.00	2 ታ/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	74項	配	配		
17	AAD ABD BAD BBD CAD CBD DAD DBD	平17.10.1	平19.9.1	<u>平19.9.1</u>	10・15 モード ×0.88+11 モード× 0.12 <u>/4.083</u> (g/km)	6.67	0.08	0.08	HC につい てはMHC とする。		配	配		
注 1		· 4 (略)	1	1	1		1	l	<u> </u>		11	1	1	

4-50-13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

		X	分		4 - 50 -	. 1 - 2((1) 7得	縣				4-50-1 関系	` '	4 - 50 - 1	
		適	用時	期			ŧ	一片爀	値			ニードル	適用	鷡	利尔
規制年	調記号	新型生産事	継続主産車・排出が スま認証は (輸入自動車を除く。)		測 定 モード (単位)	CO	НС	NOx	PM	備考) 関係 動物	ル4 モー	関係告示根拠	徳 連 規 (%)	選用 関係 告示 根拠
					(略)										
17	ACB ADB BCB BCB CCB CDB DCB DDB	平17.10.1	平 19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88 + 11 モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19		HC につ いては MHC と する。		配	_	配	_

注1~5 (略)

6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制 年を判断する。

4-50-14 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値

4-50-13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自 動車

		X	分		4 -50 -	- 1 - 2	(1) 才	関系				4-50-1- 関系	2(1)	4-50- 1 関系	
		適	用時	期			Ŧ	一片糖	馗			ディ	適用	無病	
規制年	調記	新型生産車	継続生産車	<u>輸入</u> 車	測 定 モード (単位)	CO	нс	N Ox	PM	備考	選票 告规	モー	関係告示根拠	急速制 (%)	適用 関係 告示 根拠
					(略)										
17	ACB ADB BCB BCB CCB CDB DCB DCB	平7.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88 + 11 モード ×0.12 /4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0 017	HC にこ いては MHC と する。		配		配	

注1~5 (略)

4-50-14 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値

をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自 動車

		<u>X</u>	分		4 -50 - 1 -	2/1)	/即	玉				4-50-1	-2(1)	4 - 50	0 - 1 -
			/)		4-30-1-	2(1)	*IIX]	亦					4	1	関系
		遃	囿用 時 期	1			ŧ	一片規	制值		\ 	ディ	, # E	触硫	
規制年	調記	新型生産車	継続達車・排出ガス 非認正車(輸 入)主動庫を 除く。)	輸入重庫	測 定 モード (単位)	СО	НС	N0x	РМ	供火	選手 大大	ル4 モー	適用 関告 根 処	加速 無期 値 (%)	機物
					(略)										
17	ACC ACC BCC BCC CCC CCC CCC CCC	平17.10 .1	平19.9.1	平19.9 .1	10·15 モード × 0.88 + 11 モ ー ド × 0.12(g/km)	0.84	0.032	0.20	n ma	HC につ いては MHC と する。		配		配	_

注1~5 (略)

6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制 年を判断する。

4-50-15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車 を除く。) であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自 動車

		X	分		4 -50 - 1	- 2(1)	1関系					4-50-7 関			0 - 1 - 関系
		適	用時	期			ŧ	一片購	値		`***	ディ	`* m	触礎	
規制年	調	新型生産車	継続生産車	輸入車	測 定 モード (単位)	СО	НС	N O x	PM	備考	選別 告表 人	ーゼ ル4 モ ド (%)	適用 関係 告规	加速 無規値 (%)	機
					(略)										
17	ACC ADC BCC BCC CCC CCC DCC	平17.10 .1	平19.9.1	平19.9 .1	10·15 モー ド×0.88+ 11 モード× 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.20	വ വര	HC にこいては MHC と する。	t l	配		配	

注1~5 (略)

4-50-15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2_の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車(乗車定員が 10人以下で 適用表 ある乗用自動車を除く。)

		X	分		4 -50 -	1 - 2(1)「オ	縣				4-50-1 関系	` '	4 - 50	- 1 - 1 関系
規制年	調記	新型生産車	がます。 選続は産車・排出が スは認証す (輸入)自動	輸入重連	測 定 モード (単位)	8	€ -	- ド規 NOx	逃直 PM	帯	適用以上、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	ゖゖ	適開告根	無嫌難 制(%)	適用類 係告示 根拠
			車を除く。)		(略)							(%)			
17	ACE ADE BCE BCE CCE CCE CCE CCE CCE CCE	平17.10 .1	平19.9.1	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	10・15 モ ード× 0.88 + 11 モード× 0.12 (g/km)		0.032	0.19	0.047	HC に <u>こ</u> いては NMHC と する。		瓧		配	_

注1~3 (略)

4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制 年を判断する。

4-50-16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7 t を超え 2.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		X	分		4 -50 -	1 - 2(1) 戊	係				4-50-1- 関系	` '		- 1 - 1 関系
		適	用時	期			Ŧ	一片規	馗		`***	ディ ーゼ	` *	無荷	
規制年	設	新型生産事	継続生産事	輸入車	測 定 モード (単位)	8	нс	N O x	PM	儲	選 告 根	ル4	適用 告根	急速 無難 制値 (%)	
					(略)										
17	ACE ADE BCE CCE CCE CDE DCE	平17.10 .1	平19.9.1	11 19 9 1	10・15 モ ード× 0.88 + 11 モード× 0.12/4.0 83 (g/km)		0.032	0.19		比に <u>つて</u> <u>は</u> MHCと する。		同上		瓧	

注1~3 (略)

4-50-16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7 t を超え 2.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4 - 50 - 1 - 2 の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		X	分		4 -50 - 1	- 2	(1)	関係				4-50-1 関系		4 - 50 1 関	
		ì	適用時	期			ŧ	一片	肺値		`*****	ディ	` *==	無負荷	
規制年	調	新型生産車	継続生産 車・排出ガス 非認正車(輸入自動車を 除く。)	輸入	測 定 モード (単位)	co	НС	N0x	PM	毊	選用 医二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	ŧ-	適用 告根	急速 黒栗親 制値 (%)	適用類係表示根拠
					(略)										
17	ACF ADF BDF CCF CDF DDF	平17.10 .1	平19.9.1		10・15 モー ド×0.88 + 11 モード× 0.12(g/km)	O 84	0.032	0.33	വ നമ	HC につ いては NMHC とする。		山	1	配	_

注1~3 (略)

4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制 年を判断する。

4-50-17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定量が 10人以下である乗用自動車を除く。)

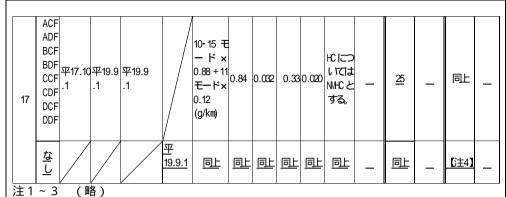
		X	分		4 -50 - 1	l - 2(1) 工類	係				4-50-1 関係		4-50 -1関	- 7 - 1 系
		適	用時	期			ŧ	一片規	馗		`****	ディ ーゼ	` *	無荷	
規制年	調	新型生産車	継続生産車	輸入車	測 定 モード (単位)	со	НС	N O x	PM	備考	適用 関係 告示 根拠	ル4 モー	適用 関係 告示 根拠	急速 無難 制値 (%)	
					(略)										
17	ACF ADF BCF BCF CCF CCF CCF DCF	平17.10 .1	平19.9 .1	平19.9.1	10・15 モー ド×0.88+ 11モード× 0.12/4.083 (g/km)		0.032	0.33	വ സ്ഥ	HC につ いては NMHC とする。		配		配	

注1~3 (略)

4-50-17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4 - 50 - 1 - 2 の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

	רת י	۲10 .	しいし	である						<i>ا</i> (ز	3.5t 以	X	ගව∈	当劉平	(米里	企 只	適用					早问総 類用自動				えし	3.5t	以卜	じのも	日期月	₽(来早	
	,,	X		分	×(1)	4 - 50				\			4-50-1 (1)[4 -50 - 1				<u>X</u>	分分		4 - 50 -							4-50-1- 関系	` '	4 - 50 - 1 関	
規制年	J 新	新型生産車	適用 継続 生産 車	時期 輸入車が 出記記除 車く。)	担当 ガス 非認 証車	測 モ ド (位)	СО		一片規 NOx		備考	適用類 終表示 根拠	ディゼ ーゼ モー ド (%)	適用 関係 告示 根拠	無荷加黒期値(%)	適用関係告示根拠	規制年	識別記号	新型	用時 継続産 車		測 定 モード (位)	СО		NOx		備考	適用 関係 告示 根拠	ディ ーゼ ル4 モー ド (%)	適用 関係 告机 根拠	無負荷 急加速 黒野規 制値 (%)	
なしなし	, 3	1以前.		.31以前	平18.9 .30以前	む <u>配</u>				む		なし 1項表 10号	配	1項	50 【注4】	36 項	なし	なし	.31 以削	.29以前	.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	50	36 項
昭54 K	· 昭	\$54.4 F	召55.3 1	昭56.4.1		6 (ppm) (略)				配配	旗	17項	配	<u>なし</u>	配	同 上	昭54	К	昭54.4 .1	昭55.3 .1	昭56.4.1		980 980	670 670	450 700	配配	潰血	17項	配	配	配	同上
6 KC	平 .1	² 6.10	平7.9 1	平 8.4.1		13 (g/k\\h)				0.96	演直	44項	配	配	40	50 項 56 項	6	KC	平6.10 .1	平7.9.1	平8.4.1	(略) 13 (g/k\lh)	9.20	3.80			活 值	44項	配	配	40	50 項 56 項
9 KG KC CG CH WH CJ WJ	S F F H .1	·9.10	平 11.7 1	平12.4.1		配	9.20	3.80	5.80	0.49		68項	瓧	配	25	同上	9	KG HC DG WG DH WH DJ WJ	平9.10 .1	平11.7 .1	平12.4.1	瓧	9.20	3.80	5.80	0.49		8項	配	瓧	25	同上
KR TK XK LK YK UK 2K	R K K K X L	² 15.10 ³	平16.9 1	平16.9.1		瓧	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総 重量 12t以下	77項	25	1項	計	同上	15	KR TK XK LK YK	平15.10 .1	平16.9 .1	平16.9.1	配	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総 重量 12t以下	77項	25	1項	配	同上
<u>な</u> し					<u>平18.</u> 10.1	計	配	配	配	配	<u></u> [注5]	<u>77項</u> 84項 表1号	<u>なし</u>	<u>81</u> 項	〔注4〕	_		UK ZK														



- 4 排出ガス非認証車の無負荷急加速黒煙規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。
- <u>5 排出ガス非認証車のモード規制値欄中備考欄の【注5】は、4 50 1 2(2) により、</u> 規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

4-50-18 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が 12t 以下であるものについては平成 17 年 10 月 1 日以降に、車両総重量が 12t を超えるものにあっては平成 16年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ACF ADF BCF BDF CCF CDF DCF DDF	0.85 + 11 モード× 0.84 0.032 0.33 0.020	HCにつ いては MHCと する。
--	---	----------------------------

注1~3 (略)

4-50-18 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が 12 t 以下であるものについては平成 17 年 10 月 1 日以降に、車両総重量が 12 t を超えるものにあっては平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		X		分		4 -50 -	1 - 2	2(1)	對系				4-50-1 (1)[4 -50 - 1	
			適月	月 時 期				ŧ	一片規	制值					鷡	
規制年	讕記	新型 生産 車	継続生産	輸入自 動車(排 出ガス 非認証 車を除 く。)	排出 ガス認 車	測モド単)	СО	НС	NOx	PM	備考	適用 関係 告示 根拠	Ŧ-	適用 関係 告示 根拠	高速 期 り (%)	選用 関係 告示 根拠
			昭55.2	昭56.3 .31以前		なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	50	36項
なし	なし				平18.9 .30以前	配	配	配	配	配		<u>1項</u> 表 10号		<u>1項</u> 表 10号	[注4]	
昭54	K	昭54.4 .1	昭55.3 .1	昭56.4 .1		6 (ppm)	980 980	670	450 700	配	遺重	17項	配	<u>なし</u>	配	配
		.1	-1	.1	/		(略)	670	/ω	配						
		平6.10	平7.9	平8.4		13(g/k	9.20	3.80	6.80	0.96						50項
6	KC	.1	.1	.1		Wh)	9.20	3.80	7.80		旗	48項	配	配	40	56項
10			-	平12. 4.1		配	9.20	3.80	5.80	0.49	事総 量€12 t 以下	68項	配	配	25	瓧
							(略)									

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		X	分	»— с га	4 -50 -	1 - 2(1) 関係	Ŕ				4-50-1 関系	` '	4 - 50 - 1	-
		遃	用時	期			ŧ-	- /	植			ディ		鷡	
規制年	調別記号	新型 生産	継続生産車	輸入車	測 モード (位 (位	CO	НС	N O x	РМ		適用類 係品 根拠	ーゼ ル4 モー ド (%)	適用 関係 告示 根拠	荷速 無制 値 (%)	適用 関系 告示 根拠
なし	なし	昭54.3		昭56.3 .31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	50	36項
昭54	K	昭54.4 .1	昭55.3 .1	昭56.4.1	6 (ppm)	980 980	670 670	450 700	配配	潰喧	17項	配	配	配上	配
						(略)									
	100	平6.10			13(g/k	9.20	3.80	6.80	0.96		40.T.			40	50項
6	KC	.1	平7.9.1	₩8.4.1	Wh)	9.20	3.80	7.80	0.96	旗值	48項	配	配	40	56項
10	KK HF DR WR DS WS DT WT		平11. 9.1	平12.4.1	配上	9.20	3.80	5.80	0.49	事総 量2 t以下	68項	配	配	25	同上
						(略)									

15	窓子 二 メ	平15.10.	平16.9	1平16.9	平 18.10.1	3.46		0.35 <u>i</u> t	車 総22 以下 (注5)		1項 表2号	同上 【 6 主4】		15	KR HY TL XL LL YL LL ZL PA VA PB VB PC VC PD VD PE VE PF VF PC VC PH VH	平15.10.	.1 平	² 16.9.1	平16.9).1 同上	3.46	1.47	4.22	0.36	車球約5 重量12 t 以下	77項	25	1項	同上	配

16	PL VI	平16.10 .1) 平17 .1	7.9 Y			配	3.46	1.47	4.22	0.35	事可総 重量 12t 超		山	計	配	配	16	PL VL PM WM PN WN PP VP PQ VQ	平 16.10 .1)平17 .1	.9 平17.9 .1	配	3.46	1.47	4.22	0.35	車 車 12t 超	配上	同上	同上	配上	配
	<u>なし</u>					平18.10 .1	瓧	配	配	<u></u> <u></u> <u></u>	配	<u>即</u> (注5)	77項 84項 表 1号	<u>同上</u> 【注6】	84項 表 2号	[注4]			PR VR														
17	ACG ADG BCG BCG CCG CCG DCG DCG	平17.10 .1)平19 .1	9.9 平 .1			JE05 (g/kl/h)	2.95	0.23	2.70	0.036	比につ いては MHCと する。	_	<u>25</u>	1	配	_	17	CCG CCG	平17.10 .1	平19 .1	.9 平19.9 .1	JE05 (g/k\\h)	2.95	0.23	2.70	0.036	比に いては 、MC とする		配		配	
	<u>なし</u>					平19.9.1	配	配	配	: 配	瓧	<u>同上</u> 【注5】	84項 表 1号	<u>同上</u> 【注6】	<u>84項</u> 表 <u>2号</u>	[注4]			DDG														
注 			略) ス非	認言	正車の	無負荷	<u>「急加速</u>	<u> </u>	要規	<u>制値</u> (非認証	正車の	注1	1 ~ 3	(略)												

製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

- <u>5 モード規制値欄中備考欄の【注5】は、4-50-1-2(2) により、規制の適用が猶予</u>される排出ガス非認証車があることを示す。
- <u>6 ディーゼル4モード規制値欄の【注6】は、4-50-1-2(2) により、規制の適用が</u> 猶予されていることを示す。

4-50-20 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 19kW以上 37kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力19kW以上37kW未満のもの)

		X	分		4 -50 -	1 - 2((1) ア	関系				4 - 5 - 2 (関係		4 - t - 1 係	20 1
		证	鱼用 時 其	—————————————————————————————————————			ŧ-	- ド規	馗			ディ		鷡	
	 総続生産車・排出 生産車 が入事額 上車(輸車を) 上車(輸車を) を除く。) 				測 定 モード (単位)	со	НС	N0x	РМ	備考	適用 関係 告示 根拠	ール8 ールモド()	適用 関係 告示 根拠	徳 加 黒 規 値 (%)	選用 関係 告示 根拠
					(略)										
平15	SA	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04	(注)	93項	40 【注】	100 項	늾	1項 8号
平19	EDM	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	配	配	1.33	7.98	0.53	〔注〕	_	40 【注】	_	40	_

注1 (略)

- 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注】は、4-50-1
 - 2 (3)により、規制の適用が猶予されることを示す。

4-50-20 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 19kW以上 37kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力19kW以上37kW未満のもの)

~	113-20	T-/	H C /////		\ 1.0 \	~ H =		(~- :	пш,	,			. /	-, -, -	· ,
		X	分		4 -50 -	1 - 2((1) 7	関系				4-50 2(1) 係		4-5 -1 係	0 1 関
		適	1月時	期			ŧ-	- 浅期	涧值			ディゼ		無稳	
規制年	制制 記号新型維続 生産車 生産車			輸入車	測 定 モード (単位)	СО	НС	NO x	PM	備考	適用 関係 告示 根拠	18 I シモド% ・	適用 関係 告示 根拠	加黒規値(%)	適用 関係 告示 根拠
					(略)										
平15	SA	SA 平15.10.1平16.9.1平16.9			8 (g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04		93項	40	100 項	配	1項 8号
平19	EDM	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	配	配	1.33	7.98	0.53			40		40	

注1 (略)

4-50-21 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW以上 56kW未満である原動機を備えたものであって、平成 21 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力37kW以上56kW未満のもの)

	4 - 50 - 1 4 - 50 1														
		X	分		4 -50	- 1 - 2	2(1)	ア関係				4 - 5 - 2 (-	4 - t	50 1 関
		_					-(-)	- 1242				関系	,	係	1243
			適用時期	Ħ			ŧ-	- 規	抛直		適用	ディ ーゼ	適用	触德	ᢖ用
規制年	調記	新型生産事	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	<u>輸入</u> 重庫	測 定 モード (単位)	со	НС	N0x	PM	備考	関係告示根拠	ル8 モード(%)	関係告示根拠	加速 黒煙 規制 値 (%)	関係告示根拠
					(略)										
平15	SB	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/k/\h)	6.50	1.69	9.10	0.52	(注)	97項	40 【注】	100 項	늾	1項 8号
平20	KDN	平20.10.1	平21.9.1	平21.9.1	配	配	0.93	5.32	0.42	(注)	_	35 【注】	1	35	_
	<u>, </u>	/ m/n '													

- 注1 (略)
 - 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 - 3 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予されることを示す。

4-50-22 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW以上 75kW未満である原動機を備えたものであって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

4-50-21 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW以上 56kW未満である原動機を備えたものであって、平成 21 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力37kW以上56kW未満のもの)

			X	分		4 -50) - 1 - 2	2(1) 1	関系				4-50 2(1) 係) - 1 - 関	4 -50 1 関) 1 - 孫
			適	用時其		適 用		ŧ-	片規制値	Ī		齫	ディ ーゼ	ᢖ用	触礎	適用
	ij 🖁	調	新型 継続 生産車 輸入車根拠				СО	НС	NO x	PM	備考	関制機	3 1 2 1 2 0	関新機	加速 無制 値 (%)	関係告示根拠
						(略)										
平	15	SB	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/k\\h)	6.50	1.69	9.10	0.52		97項	40	100 項	配	1項 8号
平	20	KDN	平20.10.1	平21.9.1	平21.9.1	配	配	0.93	5.32	0.42			35		35	

注1 (略)

4-50-22 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW以上 75kW未満である原動機を備えたものであって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 56kW以上 75kW未満のもの)

		区	分		4 -50	- 1 - 2	2(1)	ウ関係	\			4 - 5 - 2 (関係	0 - 1	4 - t - 1	50 1 関係
		道	囿用 時 期	1	701 C		Ŧ	一片規	制値			ディ		鷡	
規制年	規制 計 記号 新型 生産車 <u>証車(輸入自動車</u> を除く。)			<u>輸入</u> <u>重庫</u>	測モド単)	СО	НС	N0x	PM	備考	適用 関係 告続 根拠	ゼルモド%)	適用 関係 告示 根拠	徳雄 黒棚値(%)) 関係 大概 人物
<u>なし</u>	<i>T</i> 21 .	平15.9.30 以前	平16.8.31 以前	平16.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		1項 7号	なし		なし	
平15	88	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	<u>【注】</u>	99項	40 【注】	100 項	配	1項 8号
平20	KOP	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	配	配	0.93	5.32	0.33	<u>【注】</u>	ı	30 <u>【注】</u>	Ī	30	_

- 規制は適用しないものとする。
 - 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかか わらず、製作年月日により規制年を判断する。
 - 3 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予されることを示す。

4-50-23 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が75kW以上130kW未満である原動 機を備えた自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動 車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に 掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急 加速黒煙の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄 に掲げる値及び4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄 に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 56kW以上 75kW未満のもの)

		X	分		4 -50	- 1 - 2	2(1)	ウ関系				4-50 2(1) 係	- 1 - 関	4 - 5 - 1	0 1 関係
		ì	箇用 時	期	測		ŧ-	- ド規制	値			ディ ーゼ		鷡禕	
規制年	調記	新型生産車	継続生産車	輸入車	定 モ ド 単)	со	НС	NO ×	PM	備考	適 関 告 根 根 根	ールモド ()	適用 関係 告示 根拠	加速 無制 値 (%)	関係告示根拠
	なし	平15.9.30 以前	平16.8.31 以前	平16.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		1項 7号	なし		なし	
平15	SB	平15.10.1	平16.9.1	8 (g/kl/h)	6.50	1.69	9.10	0.52		99項	40	100 項	耻	1項 8号	
平20	KOP	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	配	配	0.93	5.32	0.33			30		30	

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該 | 注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該 規制は適用しないものとする。

4-50-23 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW以上 130kW未満である原動 機を備えた自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動 車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に 掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急 加速黒煙の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄 に掲げる値及び4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄 に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 75kW以上 130kW未満のもの)

		X	分		4 -50 -	- 1 - 2	2(1)	ア関係	i			4 - 5 - 2 (関系		4 - { - 1 係	50 1 関
	適用時期機能産						ŧ-	- 块閉	討直		海田	ディ ーゼ	海田	鷡 禕	油田
規制年	調記	新型生産車	継続主産 車・排出ガ ス非認正車 (輸入量動 車を除く。)	輸入重庫	測定 モード (単位)	со	НС	N0x	PM	備考	適用 関係 告示 根拠	ル8 モー ド (%)	適用 関係 告示 根拠	加速 黒煙 規制 値 (%)	適用 関係 長板 根拠
					(略)										
平15	SC.	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.30	7.80	0.39	(注)	95項	40 【注】	100 項	配	1項 8号
平19	EDR	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	配	山	0.53	4.79	0.27	(注)	_	25 【注】	ı	25	_

注1 (略)

- 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかか わらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予されることを示す。

4-50-24 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 130kW以上 560kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 18 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 75kW以上 130kW未満のもの)

			X	分		4 -50	- 1 - 2	2(1)	工関系				4-50 2(1) 係		-	0 1 関系
	ъ		適	i 用 時	期	301 -		ŧ	一片規	制值		適用	ディーゼ	適用	触機	適用
Ħ	規制手	識別 記号 新型 継続 生産車 生産 輸力				測 定 モード (単位)	СО	НС	NO ×	PM	備考	関係告示根拠	8 I シモエ ()	関係 告示 根処	加速 黒煙 規制 値 (%)	関係 告示 根拠
						(略)										
平	-15	œ	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kl/h)	6.50	1.30	7.80	0.39		95項	40	100 項	配	1項 8号
L	19		平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	配	配	0.53	4.79	0.27			25		25	

注1 (略)

4-50-24 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 130kW以上 560kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 18 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適	適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力130kW以上560kW未満のもの) 4-50-11														
		X	分		4 -50	- 1 - 2	2(1)	才對系	l			4 - 5 - 2 (関係	-	4 - 5 - 1	0 1 関系
		ìi	適用時 算	期			ŧ	一片規	制值			ディ		鷡	
規制年	機続生産 車・ <u>排出 ガス非認 輸 力自動車 を除く。</u>)				測モド単)	со	НС	N0x	PM	備考	適用 関係 告示 根拠	ーゼ8 モド()	適用 関係 告示 根拠	徳 加 悪 脚 値 (%)	適用 関係 告示 根拠
<u>なし</u>	なし	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>	なし	なし	なし	なし	なし		1項 7号	なし		なし	
平15	SD	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	4.55	1.30	7.80	0.26	(注)	91項	40 (注)	100 項	配	1項 8号
平18	JDS	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	配	配	0.53	4.79	0.23	<u>〔注〕</u>	ı	25 【注】		25	_

- 規制は適用しないものとする。
- 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかか わらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予されることを示す。

4-50-25 従前規定の適用21

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。) のうち、軽自動車であ って、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であっ て、平成 18 年 10 月 1 日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式につい て認定を受けた自動車を除く。) については、次の適用表21の区分の欄に掲げる規制年の 区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に 掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる 値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表	軽油を燃料とする	る大型特殊目動卑	(定格出刀 130kW以	.上 560kW禾	満のもの)
				4 - 50 - 1 -	

	11111	· +±/	H G VW1		シハ土1	コハルト		- (~-1	пши	100	// V V V/	<u> </u>	// V V //	一川りくと	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		X	分		4 -50 -	- 1 - 2	?(1) オ	関係				4-50 2(1) 係	- 1 - 関	4-50 1 関	1 - 係
		適	用時	期			ŧ.	一片規制	値			ディ ーゼ		剰 徳	
規制年	調		継続 生産車	輸入車	測 定 モード (単位)	со	НС	NO×	РМ	備考	適用 関係 告规 根拠	ルモド ()	適用 関係 根拠	加速 無煙 規制 値 (%)	関係告示根拠
	なし				なし	なし	なし	なし	なし		1項 7号	なし		なし	
平15	SD	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kl/h)	4.55	1.30	7.80	0.26		91項	40	100 項	配	1項 8号
平18	JDS	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	配	配	0.53	4.79	0.23			25		25	

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該 注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該 規制は適用しないものとする。

4-50-25 従前規定の適用21

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。) のうち、軽自動車であ って、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であっ て、平成 18 年 10 月 1 日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式につい て認定を受けた自動車を除く。) については、次の適用表21の区分の欄に掲げる規制年の 区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に 掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる 値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表21 ガソリンを燃料とする軽二輪自動車

			X	分		4 -50 -	1 - 2	(1) 1	関系			4 - 50	0 - 1 -	- 1	関係
		識別	:	適用時	期	測定		ŧ-l	爀	直	適用 関係	アイドリ	リングキ	規制値	適用関
規	制年	記号	新型生産車	継続生産車	輸入重庫	モード (単位)	со	нс	N0x	備考	4=	ω %	HC ppm	儲	機機
						(略)									
Σ	∓ 18	JAK JBK	平18.10.1	平19.9.1	平19.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.0	0.30	0.15		_	3.0	1000		_

4-50-26 従前規定の適用22

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、小型自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 22 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、 $^{4-50-1-1}$ の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、 $^{4-50-1-2}$ (1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表22 ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

~ :	, ,,		:		, 1	11:3								
		X	分		4 -50 - 1	- 2(1) 1]	豚			4 - 5	50 - 1 -	1 関	係
		適用時期				モード・肺値				+ -	アイドリング規制値			
規制年	調	新型生産車	継続達 車・ <u>排出力</u> スま認正 (輸入)重動 車を除く。)	<u>輸入</u> <u>鎮庫</u>	測 定 モード (単立)	СО	НС	NOx	備考	適関告根処		HC ppm	儲	選票 告示 根拠
					(略)									
平19	EAL EBL	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.7	0.40	0.20		_	3.0	1000		_

注 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制 年を判断する

- 4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持
- 4-51-1-2 書面等による書査

(1)~(2) (略)

[排出ガス非認証車等の適用猶予]

海田主っ	ガソリンを燃料とする	起一岭白新市
1151 HL 277 2.1	ハソリノを炒料とりを	

	区分					4-50-1-2(1) 1関系				4 - 5	50 - 1	- 1	関係	
規制年	識別	適	用時	期	測 定モード			鴩扎值		適用類 経示	アイド	リング	規制値	適期
スポーツサ	誤	新型生産車	継続生産事	輸車	(単位)	СО	НС	N0x	備考	根拠	ω %	HC ppm	儲	根拠
					(略)									
平18	JAK JBK	平18.10.1	平19.9.1	平19.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.0	0.30	0.15			3.0	1000		

4-50-26 従前規定の適用22

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、小型自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 22 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、 $^{4-50-1-1}$ の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、 $^{4-50-1-2}$ (1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表22 ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

	区 分 4-50-1-2(1) 1関系						4 - 5	0 - 1	- 1	関係				
		適用時期				モード規値				アイドリング規制値				
規制年	調記号	新型生産車	継続生産事	輸入車	測 定 モード (単位)	СО	НС	NOx		適用関係告示根拠		HC ppm	備考	適用類 経示 根拠
					(略)									
平19	EAL EBL	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	二輪 モード (g/ks)	2.7	0.40	0.20			3.0	1000		

4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4-51-1-2 書面等による審査

(1)~(2) (略)

[並行・試作等のOBD適用外]

- (3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車(4-50-1-2(2) の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5-51-1(1) の規定を準用する。(適用関係告示第28条第82項関係)
- (4) 4-50-1-2(2) 及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予 されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境 が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 84 項関係)

4-51-4 適用関係の整理

(1)~(4) (略)

(5) 平成 18 年 9 月 30 日以前に製作されたガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車の排出ガス非認証車のうち、車両総重量 2.5 t (ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって、平成 15 年 9 月 1 日以降に製作されたものにあっては、3.5 t)を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)については、4-51-9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 10 号関係)

4-51-9 従前規定の適用

平成 18 年 9 月 30 日以前に製作されたガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車の排出ガス非認証車のうち、車両総重量 2.5 t (ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって、平成 15 年 9 月 1 日以降に製作されたものにあっては、3.5 t)を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 10 号関係)

- 4-51-9-1 性能要件
- **4-51-9-1-1 視認等による審査** なし。
- **4 51 9 1 2 書面等による書査**なし。

5-17 二輪車の制動装置

(3) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合にあっては、5-51-1(1) の規定を準用する。(適用関係告示第28条第82項関係)

4-51-4 適用関係の整理

(1)~(4) (略)

5-17 二輪車の制動装置

5-17-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係)

~ (略)

主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1 - 3 33 イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。この場合において、5 - 15 - 2 - 1(3) 後段の規定を準用する。(細目告示第 171 条第 4 項第 3 号関係)

5-36 座席ベルト等

5-36-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席<u>〔</u>5-34-1(5)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。<u>〕</u>の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第 22条の3第1項関係)

5-17-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第4項関係)

~ (略)

主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1 - 3 27 イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。この場合において、5 - 15 - 2 - 1(3) 後段の規定を準用する。(細目告示第 171 条第 4 項第 3 号関係)(略)

5-36 座席ベルト等

5-36-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、 同表の中欄に掲げるその自動車の座席(5 - 34 - 1(5)アからオまでに掲げる座席(イ に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。) 及び幼児専用車の幼児用座席を除く。) の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第 22条の3第1項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する	運転者席その他の座席であ	当該座席の乗車人員が、座
自動車であって、次に掲	って、前向きのもの (この	席の前方に移動することを
<u> げるもの</u>	表において「前向き座席」	防止し、かつ、上半身を過
ア 乗車定員 10 人未満	<u>という。)</u>	度に前傾することを防止す
の自動車		るための座席ベルト(<u>この</u>
イ 乗車定員 10 人以上		表において「第二種座席べ
の自動車であって、車		ルト」という。)
両総重量が3.5t以下	上欄に掲げる座席以外の座	当該座席の乗車人員が、座
のもの(に掲げるも	<u>席</u>	席の前方に移動することを
のを除く。)		防止するための座席ベルト
		(第二種座席ベルトを除
		く。この表において「第一
		種座席ベルト」という。)又
		は第二種座席ベルト
専ら乗用の用に供する	前向き座席(5-36-1(2)	第二種座席ベルト
自動車で、あって、乗車	アの基準に適合するものを	
定員 10 人以上のもの(除く。)	
イ及び に掲げるものを		
除く。)	上欄に掲げる座席以外の座	第一種座席ベルト又は第二
	<u>席</u>	種座席ベルト
専ら乗用の用に供する	運転者席及びこれと並列の	第一種座席ベルト又は第二
自動車であって、乗車定	座席	<u>ポー程座席 ハイスはポー</u> 種座席ベルト
員 10 人以上のもの(高速	<u> </u>	1 11/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/
道路等において運行しな		
いものに限る。)		
<u> </u>		

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通	運転者席その他の自動車の	当該座席の乗車人員が、座
自動車又は小型自動車若し	側面に隣接する座席であっ	席の前方に移動することを
│	<u>て前向きのもの(以下この</u>	防止し、かつ、上半身を過
車定員 10 人以下の自動車	表において「運転者席等」	度に前傾することを防止す
	<u>という。)</u>	るための座席ベルト(<u>以下</u>
		「第二種座席ベルト」とい
		う。)
	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座
		席の前方に移動することを
		防止するための座席ベルト
		(第二種座席ベルトを除
		く。 <u>以下</u> 「第一種座席ベル
		ト」という。)又は第二種座 席ベルト
 普通自動車(専ら乗用の用	オベアの座座	第一種座席ベルト又は第二
<u> </u>	<u>すべての座席</u> 	<u>年 </u>
<u>に戻する自動車とめりと、</u> 乗車定員 10 人以下のもの		(程序)市・ハルト
及び高速自動車国道等に係		
る路線以外の路線を定めて		
定期に運行する旅客自動車		
運送事業用自動車を除く。)		
並びに小型自動車及び軽自		
動車(乗車定員10人以下の		
ものを除く。)		

貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの	前向き座席にうち、運転者 席及びこれと並列の座席並 びに自動車の側面に隣接す る座席(5・36・1(2)イの 基準に適合するものを除 く。) 上欄に掲げる座席以外の座	第二種座席ベルト 第一種座席ベルト又は第二
<u>貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超える</u>	席 前向き座席にうち、運転者 席及びこれと並列の座席 (5-36-1(2)イの基準に 適合するものを除く。)	種座席ベルト 第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

- (2) (1)の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。 (細目告示第 186 条第 1 項関係)
 - ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第80号の技術的な要件[協定規則第80号改訂補足第1改訂版の技術的な要件(規則5、6.及び7.に限る。)をいう。〕に定める基準に適合するものであること。
 - イ 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席であって、車両の中心位置 に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するお それのない構造を有しているものであること。
- (3)~(4)(略)
- (5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

5-36-2 性能要件(視認等による審査)

- (1) (略)
- (2) <u>次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(</u>細目告示第 186 条第 5 項関係)

指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、 同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又

普通自動車(専ら乗用の用 に供する乗車定員 11 人以 上の自動車であって、高速 自動車国道等に係る路線以 外の路線を定めて定期に運 行する旅客自動車運送事業 用自動車に限る。)	運転者席及びこれと並列の 座席	第一種座席ベルト又は第二 種座席ベルト

(2) (1)の表中の「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部の前縁から、奥行の方向に水平距離で 20cm の位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面(ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。)までの水平距離が 20cm を超える座席以外の座席とする。(細目告示第 186 条第 1 項関係)

(3)~(4) (略)

5-36-2 性能要件(視認等による審査)

- (1) (略)
- (2) <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1)の基準に適合する</u>ものとする。(細目告示第 186 条第 5 項関係)

はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

- (3) (略)
- (4) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等 のないものは、(3)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第 186 条第 7 項関 係)

指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置 に備えられた座席ベルト

協定規則第 16 号の技術的な要件 [協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6 、7.及び 8.に限る。)をいう。] に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

別添2(2-13関係) 並行輸入自動車審査要領

別表第2(別添2の別表第1「別添13「二輪車の制動装置の技術基準」」欄 関係) 二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表

(1)、(2) (略)

(3) 本田技研工業株式会社

車名・	原動機	指定番号	通称名	同一な輸出向	原動機	通称名	主な	備考
型式	型式	(指定年月		型式	型式		輸出先	
		日)		(太字部分は				
				一定、下線部				
				は変化有り)				
ホンタ゛・	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
BC-PC35								
~								
ホンタ・・								
BC-RC50								
ホンタ゛・	SC57E	12368	CBR1000RR	JH2SC570*4M0	SC57E	CBR1000RR	US・カナダ	
BC-SC57		(H16.3.29)		00001				
ホンタ゛オフ゛	SC47E	15290	ゴ ールト ウイン	1HFSC47A*6A0	SC47E	GL1800	US・カナダ	
アメリカ・		(H17.12.21	<u>7</u> *	00001				
EBL-)						
SC47								

(4) (略)

附 則(平成18年9月29日検査法人規程第6号)

<u>この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。</u>

<u>ただし、特種自動車に係る4-50及び4-51の規定は、平成19年4月1日から施行する。</u> また、3-3-15、3-4-9、4-36-1(5)及び5-36-1(5)の規定は、平成18年 (3) (略)

(4) <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び</u>装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第 186 条第 7 項関係)

別添2(2-13関係) 並行輸入自動車審査要領

別表第2(別添2の別表第1「別添13「二輪車の制動装置の技術基準」」欄 関係) 二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表

(1)、(2) (略)

(3) 本田技研工業株式会社

車名・	原動機	指定番号	通称名	同一な輸出向	原動機	通称名	主な	備考
型式	型式	(指定年月		型式	型式		輸出先	
		日)		(太字部分は				
				一定、下線部				
				は変化有り)				
ホンタ・・	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
BC-PC35								
~								
ホンタ゛・								
BC-RC50								
ホンタ゛・	SC57E	<u>11861</u>	CBR1000RR	JH2SC570*4M0	SC57E	CBR1000RR	US・カナダ	
BC-SC57		(H16.3.29)		00001				

(4) (略)

9月30日以前に高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車として登録された自動車であって、座席ベルトの構造、取付位置に変更がないものについては、平成19年9月30日までの間、なお従前の例によることができる。